

研修申込みの仕方が大きく変わります！

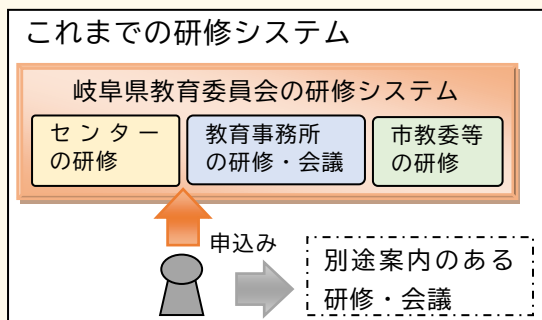
令和7年度 研修申込み “まずはここから”

美濃教育事務所

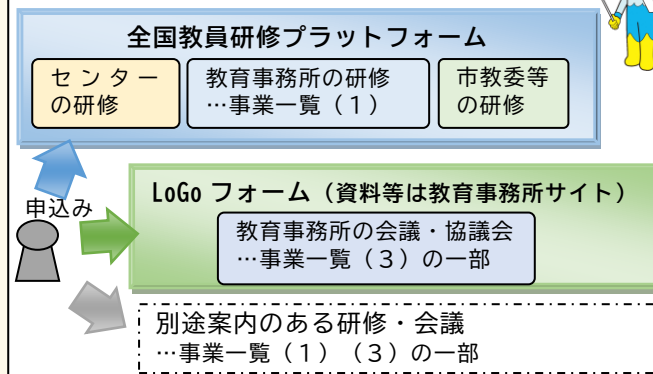
※一緒に「園・学校教育推進の手引き【確定版】（以下「説明会資料」）」「令和7年度 美濃教育事務所実施研修・会議等 事業一覧（以下「事業一覧」）」「全国教員研修プラットフォーム 教職員用簡易マニュアル（以下「申込マニュアル」）」をご確認ください！

1 研修システムの変更のイメージ

※詳細は「説明会資料」45ページ



これからの研修システム



※センター研修の「基本研修 経年研修」「基本研修 職務研修」は該当者が悉皆のものが多くあります。
※美濃教育事務所の悉皆の研修、悉皆の会議等には、「事業一覧」左側欄に▲印がついています。
※全国教員研修プラットフォームは研修のみを管理します。会議や協議会には研修履歴は残りません。

2 全国教員研修プラットフォームの申込み

下記の URL から全国教員研修プラットフォーム（Plant）
のログインページへ ※詳細は「申込マニュアル」2, 3ページ

URL <https://plant.nits.go.jp/>

Plant
全国教員研修プラットフォーム

ログインID

パスワード

※ゲストユーザ登録はこちら
※パスワード再発行はこちら

ログイン

3 美濃教育事務所実施研修等の分類と申込み

※詳細は「説明会資料」45ページ

【申込期間】令和7年4月9日（水）から4月16日（水）

（1）：美濃教育事務所実施研修事業 ※具体的な研修は「事業一覧（1）」

申込方法……全国教員研修プラットフォーム（研修講座番号「52****」）
要項、資料等…全国教員研修プラットフォームの当該講座ページを確認してください。

（2）：総合教育センター等関係研修（研修の一部を美濃教育事務所が実施）

※具体的な研修・会議等は「事業一覧（2）」

申込方法……全国教員研修プラットフォーム
要項、資料等…美濃教育事務所が実施する日の研修については要項や資料を下記のURLから
美濃教育事務所のサイトに移動し確認してください。
URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/292057.html>

（3）：美濃教育事務所実施会議・協議会等 ※具体的な会議等は「事業一覧（3）」

申込方法……「事業一覧（3）」に掲載の、各講座のQRコード、またはURL
要項、資料等…下記のURLから美濃教育事務所のサイトに移動し確認してください。
URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/292057.html>

※要項、資料等は、研修実施日の一週間前までに掲載されます。

令和7年度 受講者の管理について

美濃教育事務所

◎美濃教育事務所が実施する研修の受講者管理について

- 「事業一覧」には右記のような欄に対象者を
書き込めるようになっていました。
悉皆の確認、対象の確認、研修や会議日程の
確認をし、ご活用ください。

対 象				担当者	TV会議			
小	中	高	特	(各校における研修受諾者の確認にお使いください)	西	JTV	中京TV	可
小学校、中学校事務職員								
初任者研修及び過去の本研修及び希望者※すでに受講した希望する講師は								

- 特に経験年数に応じて受講する「経年研修」の
対象者について、本人と確認しながら確定して
ください。

令和7年度4月より適用される内容
について「岐阜県総合教育センター
HP」→「経年研修資料」→「経験年
数算出」をご覧ください。

【経験年数に応じた研修の経験年数算出について】

- ◆初任者研修（1年目）から加算する。
- ◆教職経験年数から除算する期間
 - 1：任期付採用の期間
 - 2：臨時的任用の期間
 - 3：育児休業の期間
 - 4：休職・停職期間
 - 5：実習助手、実習教諭としての
任用期間

※「除算する期間」については、詳しく計算し
ます。何月何日から休業等に入ったのか、何月
何日から復帰したのかを確認してください。そ
のうえで、各研修要項にある「令和○年3月3
1日までに教職経験が満●年を経過した…」に
当てはまるかを、受講者と管理職で確認して
ください。※職員調査に記載する経験年数とは考え方が異
なります！！

！チェックポイント！

- ・育児休業の期間がありませんか？（産前、産後の休暇とは違います）
- ・休職期間はありませんか？
- ・他県での勤務の実績はありませんか？
- ・現在、育児短時間勤務等の勤務体制ではありませんか？（無理な受講になっていま
せんか？）
- ・前年度までに、あるいは前任校で、必要な研修は修了していますか？
- ・研修講座の要項に照らして、認められる講座を受講しようとしていますか？
- ・選択研修の場合、抽選になっていませんか？または抽選に漏れていませんか？（抽
選に漏れた場合、必要な研修を取り直していますか？）

※迷ったときは早めに市教育委員会 研修担当者にご連絡ください！！



◎受講者の欠席について

※欠席・遅刻する場合の連絡方法（これまでと変わります！）

- ステップ1 管理職を通じて担当課へ直接、電話連絡する。
（教育事務所が関わるものは教育事務所にご連絡ください）

（総合教育センターや義務教育課等の実施する研修のみ）

- ステップ2 管理職から届をメールにて提出する。

提出先：岐阜県総合教育センター アドレス：gec@govt.pref.gifu.jp
（届は岐阜県総合教育センターHPよりダウンロードできます。）